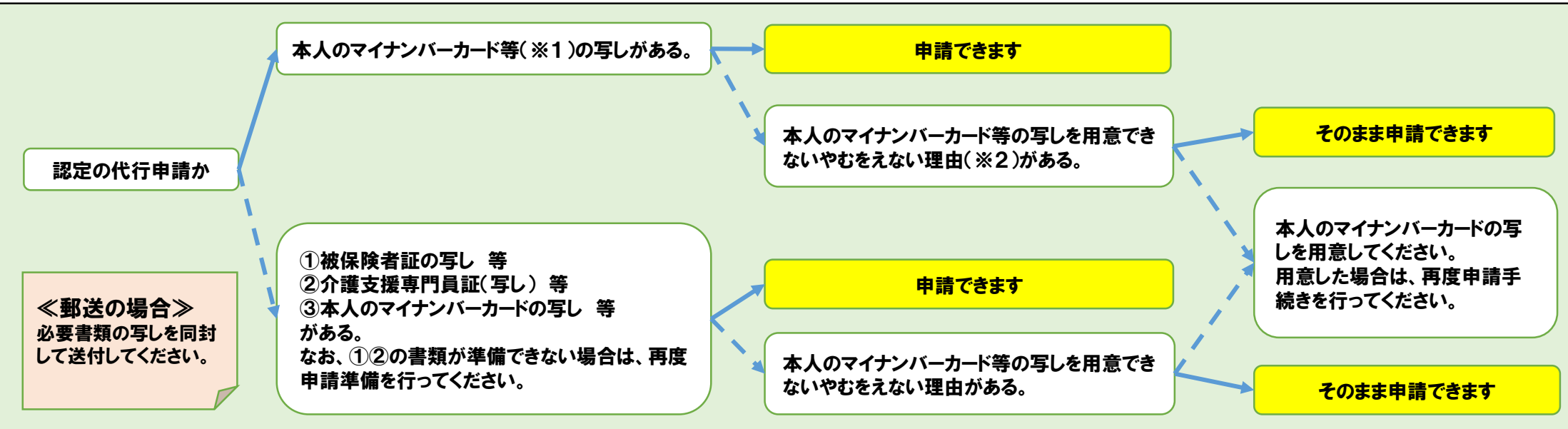


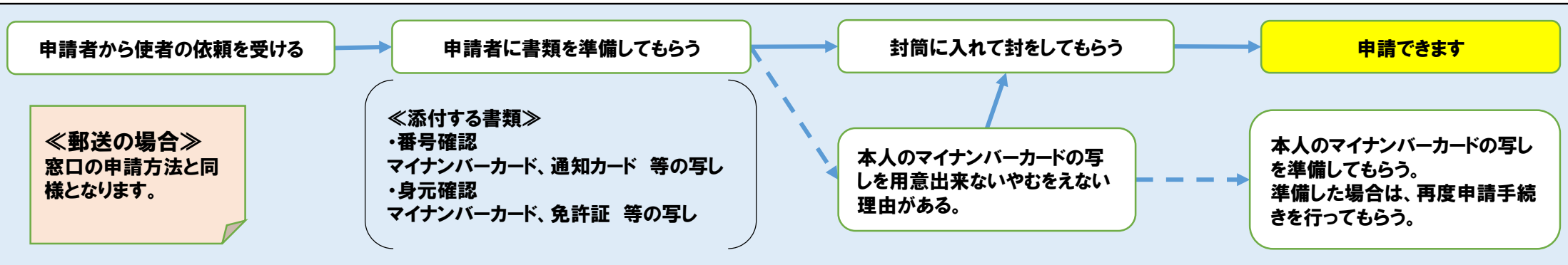
●マイナンバーを記載する申請の提出手順



<任意代理人として窓口で申請する場合>



<使者として窓口で申請する場合>



※1 申請する被保険者本人のマイナンバーカード又は通知カードの写しを用意してください。
 ※2 「本人のマイナンバーカードの写しを用意できないやむをえない理由」とは以下の場合が想定できます。
 ・被保険者が自己のマイナンバー記入を拒否している場合、記入が必要であることを説明してもなお協力が得られないとき。
 ・直ちに保険給付を必要とする被保険者が、通知カードを紛失するなど、申請書類へのマイナンバー記載ができず、通知カードの再取得手続も困難な単身者や家族が遠方にいる場合など速やかな手続に支障があるとき。
 ・その他、上記に類する事情があるとき。

なお、本人が申請する場合は、マイナンバーカードなど番号確認ができるもの、免許証など身元確認ができるものが必要となります。郵送の場合はその写しの添付が必要となります。